

厚生労働省

## 配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)への対策の充実

平成13年度予算  
《161百万円》平成14年度予算案  
《1,174百万》

### 1 趣旨

配偶者からの暴力被害者については、従来も婦人相談所等において対応してきたが、近年相談件数も急増しその問題も深刻化してきている。平成13年4月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、平成14年度予算案においては、同法の円滑な施行に向け、配偶者からの暴力被害者への対応施策の充実を図ることとしている。

### 2 平成14年度予算案の内容

#### (1) 婦人相談所における対応の強化

一時保護委託制度の創設(新規) 275百万円

一定の基準を満たす民間シェルター、公的シェルターへの一時保護委託制度を創設し、被害者の保護の充実を図る。

休日及び夜間相談体制の強化(新規) 38百万円

電話相談員(非常勤)を配置し、休日・夜間の相談体制の強化を図る。

福祉事務所等関係機関とのネットワークの整備(新規) 19百万円

連絡会議やケース会議等を開催し連携の強化を図る。

#### (2) 一時保護所(婦人相談所)及び婦人保護施設への心理療法担当職員の配置(新規) 66百万円

被害者の心のケア対策として、心理療法担当職員を配置する。

#### (3) 婦人相談所職員等への専門研修会の実施(新規) 2百万円

婦人相談所、婦人保護施設、福祉事務所等において被害者からの相談等に従事する職員に対し、配偶者からの暴力に関する専門研修を行う。

#### (参考)

#### (1) 婦人相談所等関係機関マニュアルの作成(本省費) 6百万円

#### (2) 婦人保護施設等の基準面積の改善(事項要求)

婦人保護施設の基準面積の改善

1人当たりの面積 26.3m<sup>2</sup> 35.4m<sup>2</sup>

13年度第2次補正予算により先行実施

婦人相談所の基準面積の改善

1施設当たりの面積 330.6m<sup>2</sup> 1人当たりの面積 30.9m<sup>2</sup>

(定員20人の場合 619.2m<sup>2</sup>)

13年度第2次補正予算により先行実施